

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する商品の供給及び運搬
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬

2 甲の乙に対する要請手続は、応急生活物資供給に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急生活物資供給に関する要請書を提出するものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引き渡し）

第4条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の派遣した職員の確認を受けて引き渡しを行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、物資の供給及び運搬を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の伝達及び交換等)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のための連絡窓口をあらかじめ定め、相手方に通知するものとする。

- 2 甲と乙は、必要に応じて応急生活物資の在庫状況等について情報交換を行うものとする。
- 3 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。
- 4 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

(生活物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はこれに積極的に協力するものとする。

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

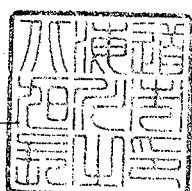
第11条 この協定は、平成15年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名押印の上各1通を保有する。

平成15年9月1日

甲 旭川市

旭川市長 菅原功



乙

札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
生活協同組合コープさっぽろ
理事長 松村

